

給付付き税額控除のイメージ

(中間とりまとめに向けた議論の整理 (給付付き税額控除))

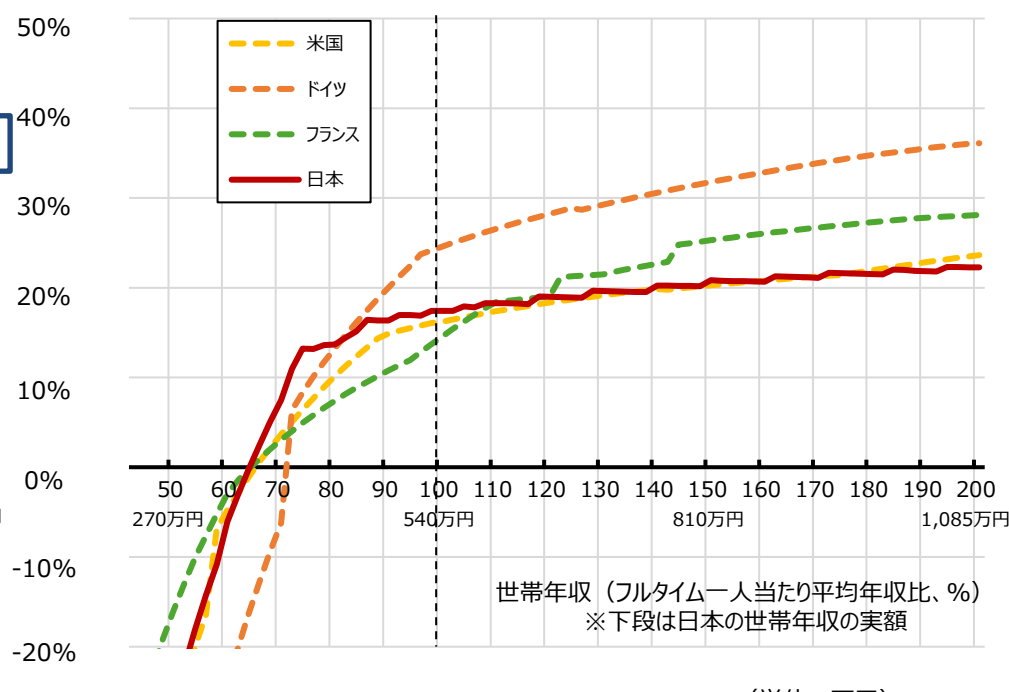
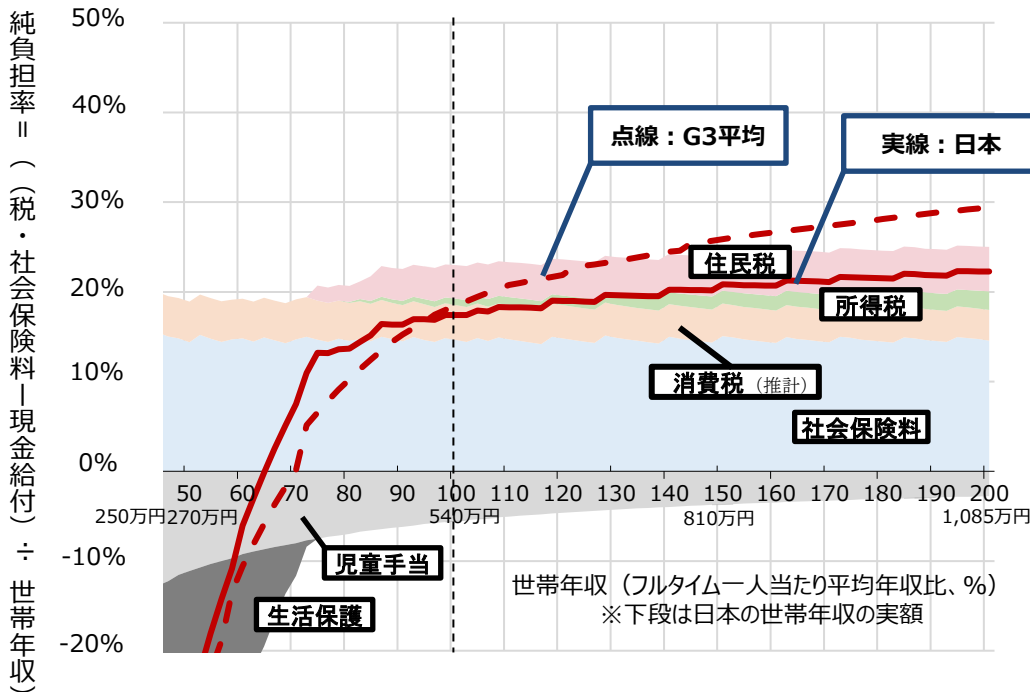
参考資料

子育て世帯の純負担率（現金給付・国際比較（G3））

**夫婦（共働き、被雇用者）
子2人**

G3（米・独・仏）平均との比較

（参考）国別比較



（単位：万円）

一人当たり平均年収比率	50%	60%	70%	80%	90%	100%	120%	140%	160%	180%	200%
世帯の給与収入（2人分）	270	325	375	430	485	540	650	755	865	975	1085
純負担額	-72	-20	28	59	79	94	123	153	179	210	242
うち 所得税	0	0	0	1	2	4	7	10	14	17	22
うち 個人住民税	0	0	0	8	17	20	26	32	40	47	54
うち 社会保険料	39	48	55	62	70	79	96	113	124	141	158
うち 消費税（食料品）	3	4	5	5	5	5	6	7	7	8	8
うち 消費税（その他）	9	10	12	13	14	16	18	21	24	27	29
純負担額の差（日本-G3平均）	10	15	27	15	6	-6	-19	-31	-51	-63	-76
世帯構成員一人当たり 純負担額の差（日本-G3平均）	2.4	3.7	6.9	3.7	1.4	-1.4	-4.7	-7.8	-12.7	-15.8	-19.0

- 諸外国において、就労促進を主な目的とする税制に関連する給付措置等においては、夫婦子2人世帯においては、概ね平均年収の50%前後の層までが対象になっている。

	アメリカ	イギリス	フランス	(参考) ドイツ
制度名	勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit) 1975~ (注2)	ユニバーサル・クレジット (Universal Credit) 2013~ (旧制度1999~)	活動手当 2016~ (旧制度2001~) (注3)	市民手当 2007~
夫婦子2人の場合の 対象者の年収の上限 (一人当たり (注1))	平均年収の 約45%	平均年収の 約58%	平均年収の 約55%	平均年収の 約36%

(備考1) OECD tax benefit model (2024年) を基に試算。

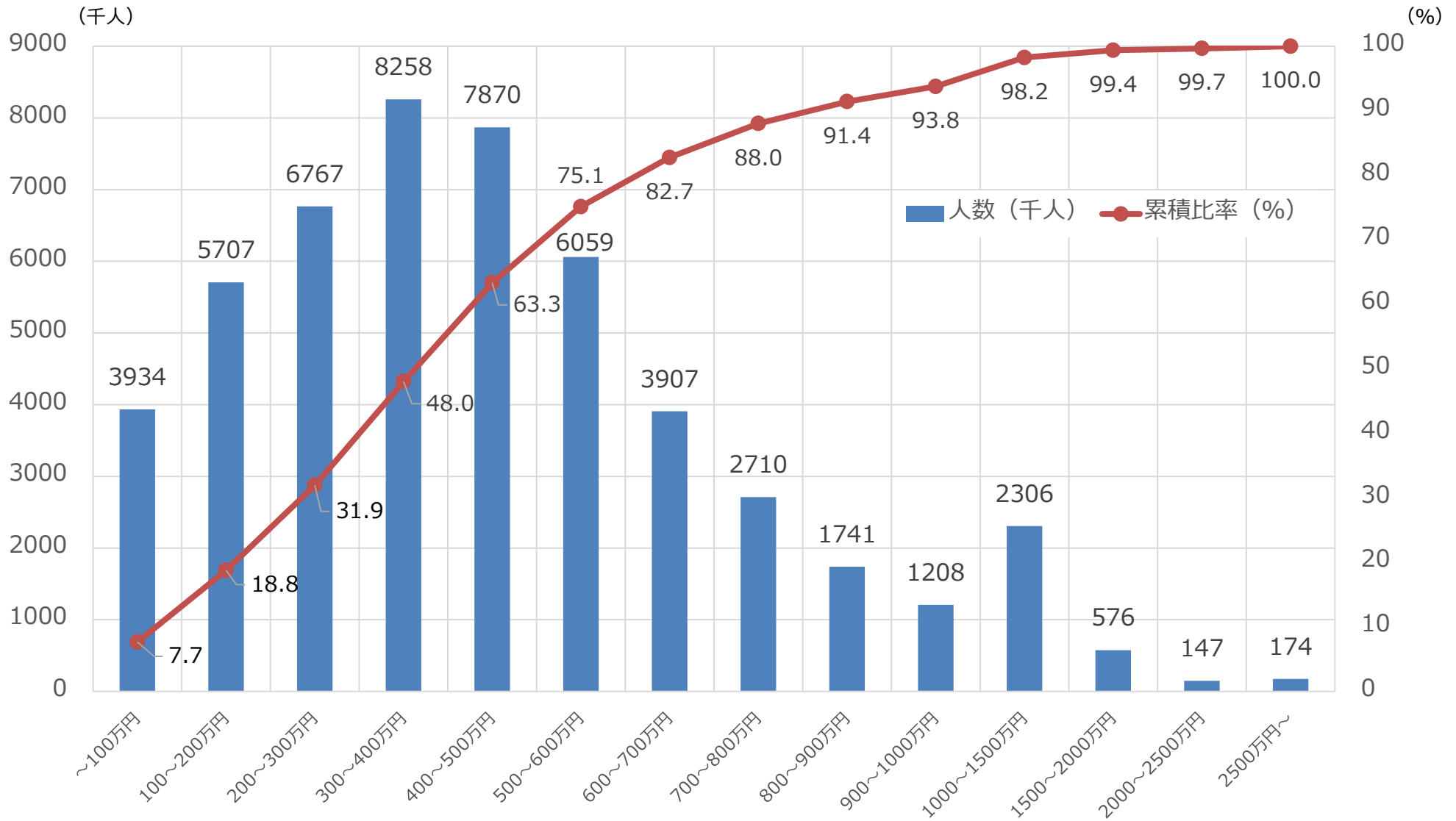
(備考2) 諸外国における税制に関連する給付措置等については、夫婦及び扶養している子どもで構成される世帯だけではなく、単身世帯や、片親世帯等においても適用可能である。

(注1) 夫婦の収入が1:1、子は5歳、2歳であると仮定した場合。

(注2) アメリカについては、そのほかに、子育て支援を主な目的とする児童税額控除が存在し、一人当たり平均年収比約340%を上限とする。

(注3) フランスについては、被扶養者(25歳未満の扶養している子ども等)に所得がある場合は、夫婦の所得と被扶養者の所得の合計額が使用される。

給与階級別分布



(注1) 1年を通じて勤務した給与所得者 5,137 万人 (男女計) が対象。

(注2) ここでいう「給与」とは、1年間の支給総額 (給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。) で、通勤手当等の非課税分は含まない。

(出典) 国税庁「令和6年分民間給与実態統計調査」

税・社会保険制度における給与収入／賃金の閾値

第5回社会保障国民会議有識者会議

令和8年5月15日

資料2 抜粋

- 所得税・住民税においては、給与については、収入金額から給与所得控除（最低保障額は74万円）を差し引いた額が給与所得となる。他の所得と合わせた合計所得金額から所得控除を差し引いた額（課税所得）に税率を乗じたものが税額となる。
- 被用者保険（年金・医療）においては、週の所定労働時間が20時間以上の場合に、加入要件を満たす。
- 雇用保険(2028年10月1日～)においては、週の所定労働時間が10時間以上の場合に、加入要件を満たす。（現行制度上は週20時間以上）

制度	閾値の概要	(参考) 閾値の金額
所得税	税額（課税所得）が0円超となる給与収入の水準（課税最低限）（※1）	209.4万円超
住民税	所得割額（課税所得）が0円超となる給与収入の水準（※1） 均等割額が課税される給与収入の水準（※2）	138万円超 119万円超
所得税・住民税	給与所得が0円超となる給与収入の水準	74万円超
被用者保険 （年金・医療）	被用者保険の加入対象となる場合の賃金の水準 （最低賃金（沖縄）で週20時間・52週働いた場合）	106.4万円超 保険料額：12,408円／月 （※3）
国民年金保険料の免除	免除制度の適用対象となる場合の給与収入の水準	251万円以下（※4）
国民健康保険料の軽減	軽減制度の適用対象となる場合の給与収入の水準	165万円以下（※5）
雇用保険	雇用保険の加入対象となる場合の賃金の水準 （最低賃金（沖縄）で週10時間・52週働いた場合）	53.2万円超 保険料額：222円／月 （※3）
生活保護	一般的な最低生活費（生活扶助と住宅扶助の合計値）に満たない収入の水準	（東京23区）約160万円未満 （地方郡部）約123万円未満 （※6）

（※1）標準的な社会保険料支払いがあり、給与所得控除、社会保険料控除と基礎控除以外の適用がない場合。

（※2）社会保険料支払いがなく、給与所得控除と基礎控除以外の適用がない場合（非課税限度額が適用）。

（※3）被保険者負担分の保険料額。健康保険の保険料額については、協会けんぽの平均保険料率を使用。

（※4）単身給与所得者の場合の4分の1免除の基準（年収ベース）。その他、194万円（半額免除）、162万円（4分の3免除）、141万円（全額免除）といった基準がある。扶養親族の有無や社会保険料控除等の額により変動。

（※5）給与所得者単身世帯の場合の応益分（均等割・世帯割）2割軽減の基準（年収ベース）。その他、139万円（5割軽減）、108万円（7割軽減）といった基準がある（いずれも令和7年度時点）。世帯における被保険者数により変動。

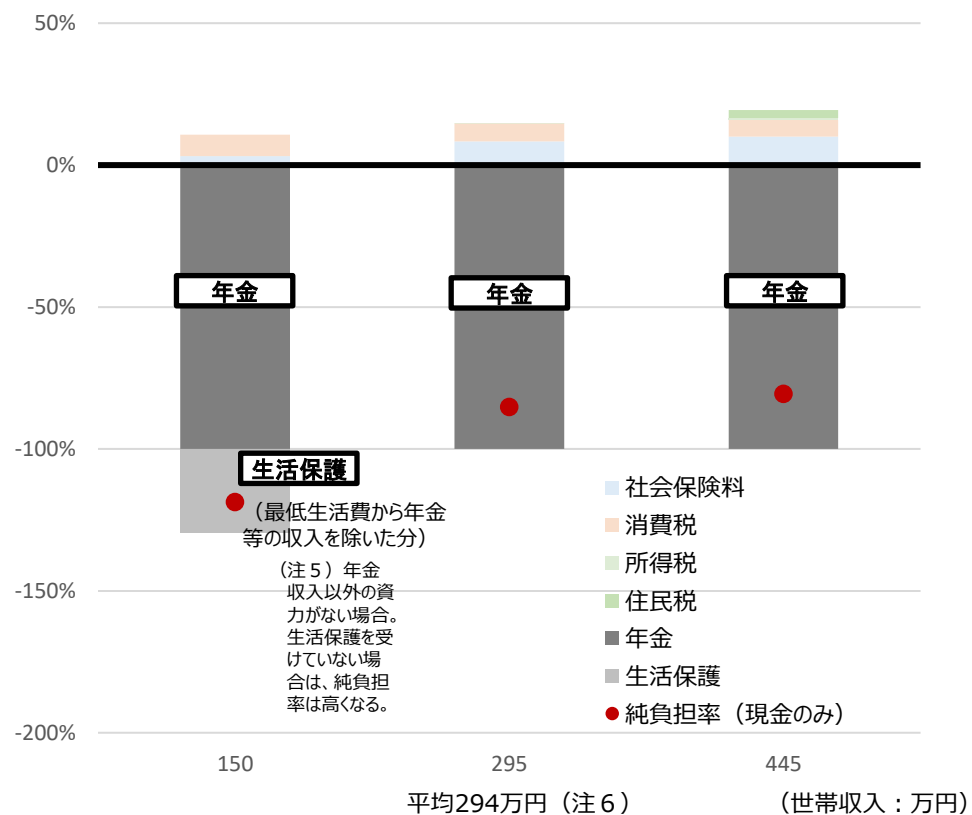
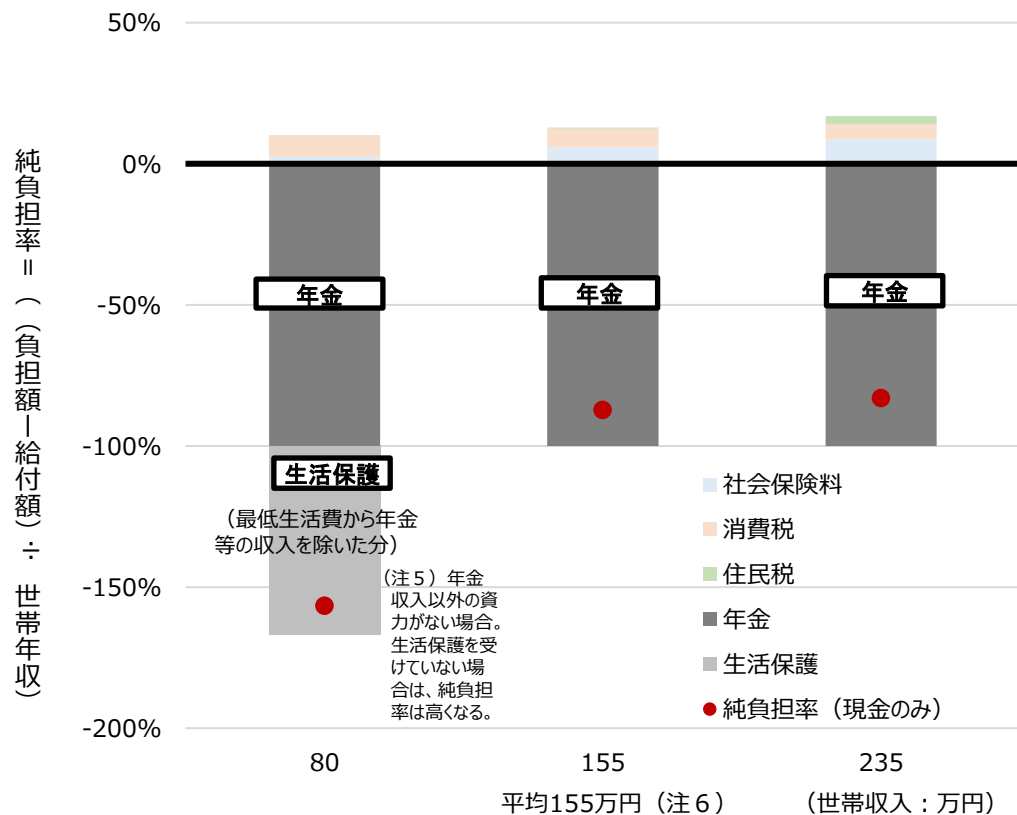
（※6）41～59歳単身世帯の場合。東京23区は生活扶助約95万円、住宅扶助約64万円。3級地-2は生活扶助約84万円、住宅扶助約38万円。

高齢者世帯（非就労世帯）の純負担率（現金給付）

○ 現役と比べて、基本的には、税・社会保険料負担は重くなく、**年金給付等もあり純負担もマイナス（受益超過）**。ただし、年金給付は各個人の現役時代における保険料負担の実績に応じて給付されるものであることに留意が必要。

高齢単身世帯

高齢夫婦世帯



(注1) 単身（75歳）の年金受給者（非就労世帯）に該当するものとして試算している。世帯年収は、年金収入の金額を表している。
夫婦（75歳）の年金受給者（非就労世帯）に該当するものとして試算している。世帯年収は、年金収入の金額を表している。従たる受給者の年金収入は基礎年金額（満額）で固定し、主たる受給者の年金収入は増減すると仮定。

(注2) 所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

(注3) 社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、後期高齢者医療制度、介護保険に加入していると仮定して試算している。

(注4) 消費税については、年金収入にかかる可処分所得（年金収入-個人所得課税-社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。平均消費性向は、65歳以上単身・二人以上無職世帯のデータを用いている。課税対象割合は、データ制約から、単身・二人以上勤労世帯のデータを用いている。

(注5) 生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、年金等の世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。生活保護制度においては、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（最低生活費）のうち、年金等の収入で満たすことのできない不足分を補う程度に保護を行うこととしている。

(注6) 厚生労働省「年金制度基礎調査（高齢年金受給者実態調査）令和4年」より、65歳以上である単身世帯の平均額、ともに65歳以上である夫婦世帯の平均額を転記している。その平均額を100%として50%及び150%に相当する世帯収入（年金収入）の純負担率を示している（試算の都合上5万円単位の概数）。

(出所) 翁（2026）の手法を基に、内閣官房、こども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

- 様々な理由により就労が困難な方がいるが、その背景は多様であり、個別の事情に応じ、重層的に支援制度を設け、制度ごとに支援を実施。なお、各制度については、それぞれの制度趣旨等を踏まえて、支援内容や対象者の要件等の範囲が定められている。

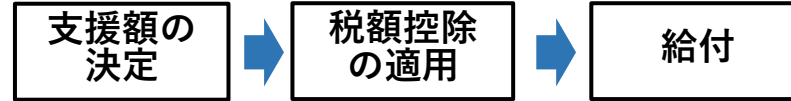
【支援制度の例】

	制度名	制度目的	生計支援等	対象者への就労支援制度／事業等
一般	生活保護	最低限度の生活保障 自立の助長 ※資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養等は、保護に優先される。	最低生活費（生活扶助、住宅扶助等）から収入を差し引いた差額（保護費）の支給	<ul style="list-style-type: none"> 被保護者就労支援事業 被保護者就労準備支援事業
	生活困窮者自立支援制度	自立の促進 生活の安定	金銭給付は住居確保給付金のみ（家賃補助、転居費用補助）	<ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援事業 就労準備支援事業 認定就労訓練事業
失業・求職	雇用保険（求職者給付）	失業者に対する生活の安定と再就職の促進	基本手当等	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークにおける就職支援 無料の職業訓練
	求職者支援制度（職業訓練受講給付金）	特定求職者（※）の職業及び生活の安定 ※雇用保険被保険者以外の者等	職業訓練受講給付金	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークにおける就職支援 無料の職業訓練
負傷・疾病による休業	健康保険（被用者保険）	社会保障及び国民保健の向上	傷病手当金	—
	労災保険	被災労働者等の保護	休業補償給付	—
出産・育児による休業	健康保険（被用者保険）	社会保障及び国民保健の向上	出産手当金、産休・育休期間中の保険料免除	—
	雇用保険（育児休業等給付）	労働者の職業生活の円滑な継続の援助・促進	育児休業等給付	—
障害	障害年金	所得の保障	年金給付	—
	障害福祉サービス（就労系）	就労に必要な知識・能力の向上	—	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援等
	障害者雇用制度	雇用機会の確保、職業の安定	—	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用率制度 ハローワークにおける就職支援

※ 各支援を受けるに当たっては、対象者の要件を満たす必要がある。例えば、生活保護、住居確保給付金、職業訓練受講給付金については、収入・資産等の要件がある。

※ 上記のほか、介護離職防止のための支援、非正規雇用から正規雇用への転換のための支援等、支援を受ける方の特性に合わせた支援を実施。

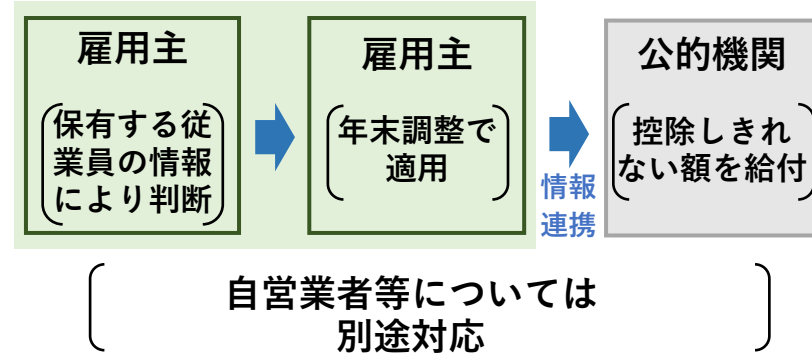
実施方法と留意点



【イメージ1】

雇用主において従業員の年末調整時に税額控除を適用し、残余を公的機関が給付。

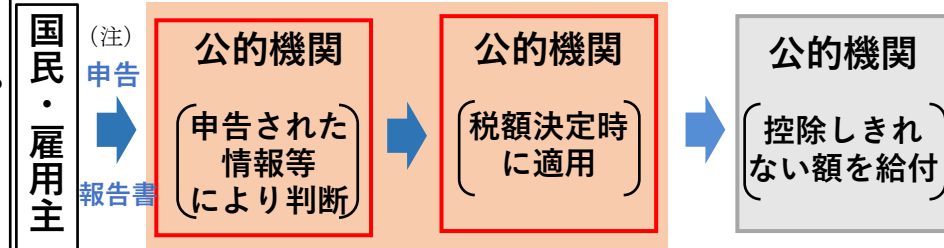
- 雇用主の保有する情報の範囲内でのみ支援額（税＋給付）を決定することが可能。
 - ※ 雇用主が有しない副業収入、世帯所得、金融所得等の勘案は困難
- 自営業者等については確定申告等による仕組みが別途必要。
- 雇用主に追加的な事務負担が生じる。



【イメージ2】

確定申告・賦課決定時に税額控除を適用し、残余を公的機関が給付。

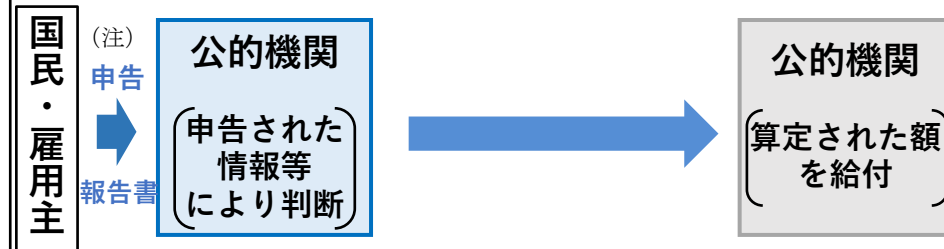
- 主たる給与収入以外の所得（副業収入、事業所得、不動産所得等）も勘案して支援額を決定することが可能。
- 支援額を税額控除と給付に分けて支援するため事務が煩雑。



【イメージ3】

申告された情報等に基づき、公的機関が給付。

- 主たる給与収入以外の所得（副業収入、事業所得、不動産所得等）も勘案して支援額を決定することが可能。
- 支援額の決定と給付のみであり、事務は相対的に簡素。
- 「給付付き税額控除」という名称（呼称）から想起される、税額控除と税額から引き切れない金額の給付との組み合わせとは異なる。



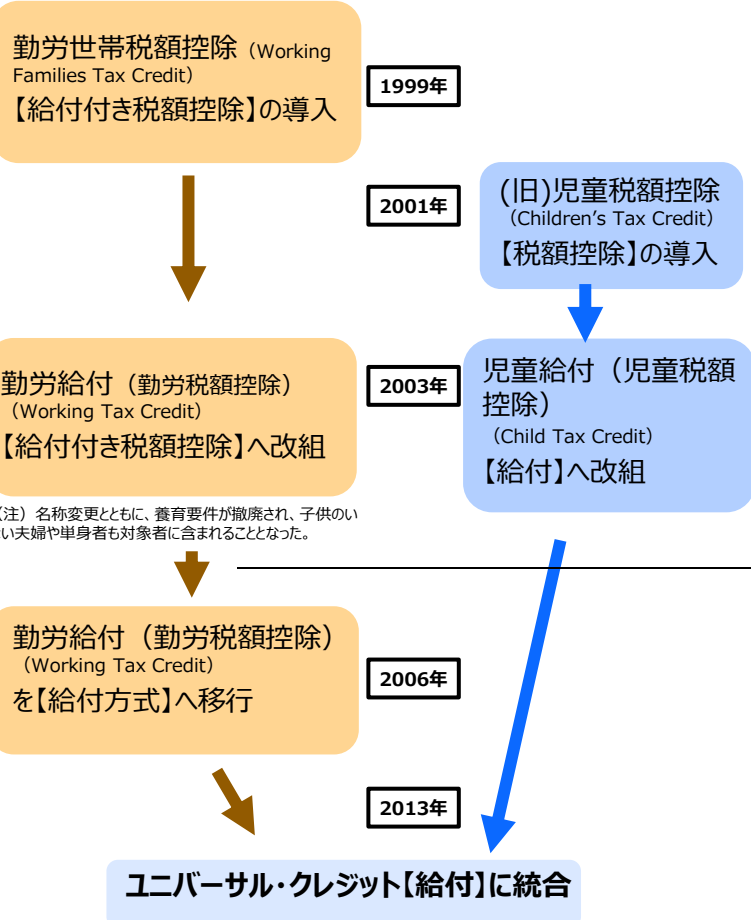
(注) 仮に国税の情報を用いる場合、年末調整のみで課税関係が完了する者や非課税者を含む対象者の情報を新たに把握する必要。地方税の情報を用いる場合であっても、住民税非課税ライン以下の一部の対象者の情報を新たに把握する必要。

英国・フランスにおける制度の変遷

- 英国の勤労世帯税額控除 (Working Families Tax Credit)、勤労給付 (勤労税額控除) (Working Tax Credit) は、源泉徴収の仕組みを通じて税額と相殺の上で雇用主を介して給付を行う制度として導入されたが、雇用主の事務負担等を考慮し、2006年より雇用主を介さない全額給付制度に移行。その後、児童給付 (児童税額控除) (Child Tax Credit) や複数の給付措置等を統合・簡素化し、2013年よりユニバーサル・クレジットを導入。
- フランスの就業のための手当は、確定申告の仕組みを通じて税額と相殺の上で税務当局から給付を行う制度として導入されたが、積極的連帯手当 (RSA) と、勤労性の収入に連動する部分については仕組みが重複していたこと、また執行機関や窓口が異なり対象者にとって利便性を欠いていたことを踏まえ、制度の簡素化・整理を行い、2015年より給付の形で活動手当を導入。

(2026年2月現在)

英国における制度の変遷



全額給付方式へ移行した経緯：

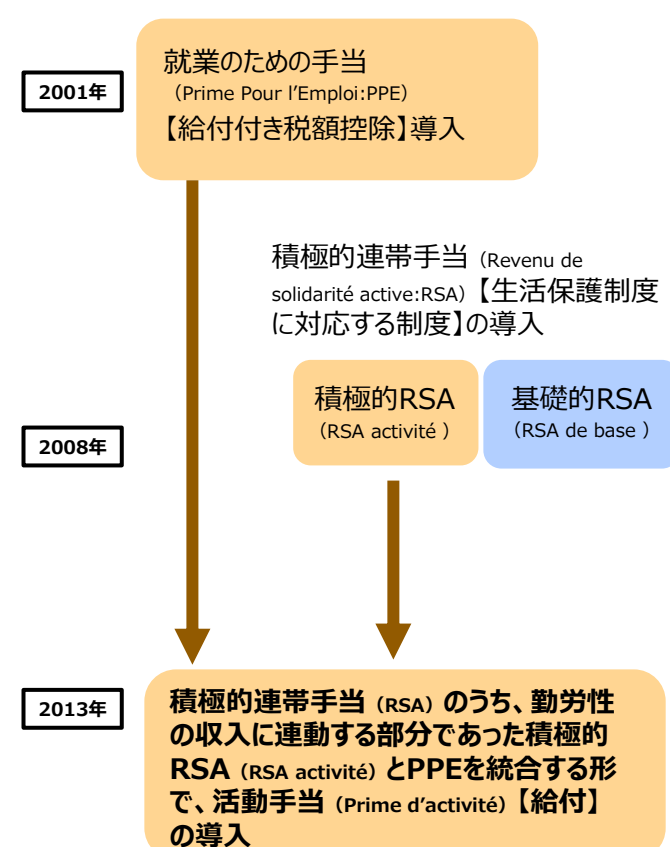
- 財務省令の説明文書

「…給与を通じて勤労税額控除を支払うことは、必然的に企業にコンプライアンスコストを課すことになる。企業に対する規制負担を軽減するという公約に沿い、政府は2004年度予算案において、雇用主を通じた就労税額控除の支払いを適宜段階的に廃止し、HMRCによる直接支払いに置き換えることを発表した。…」

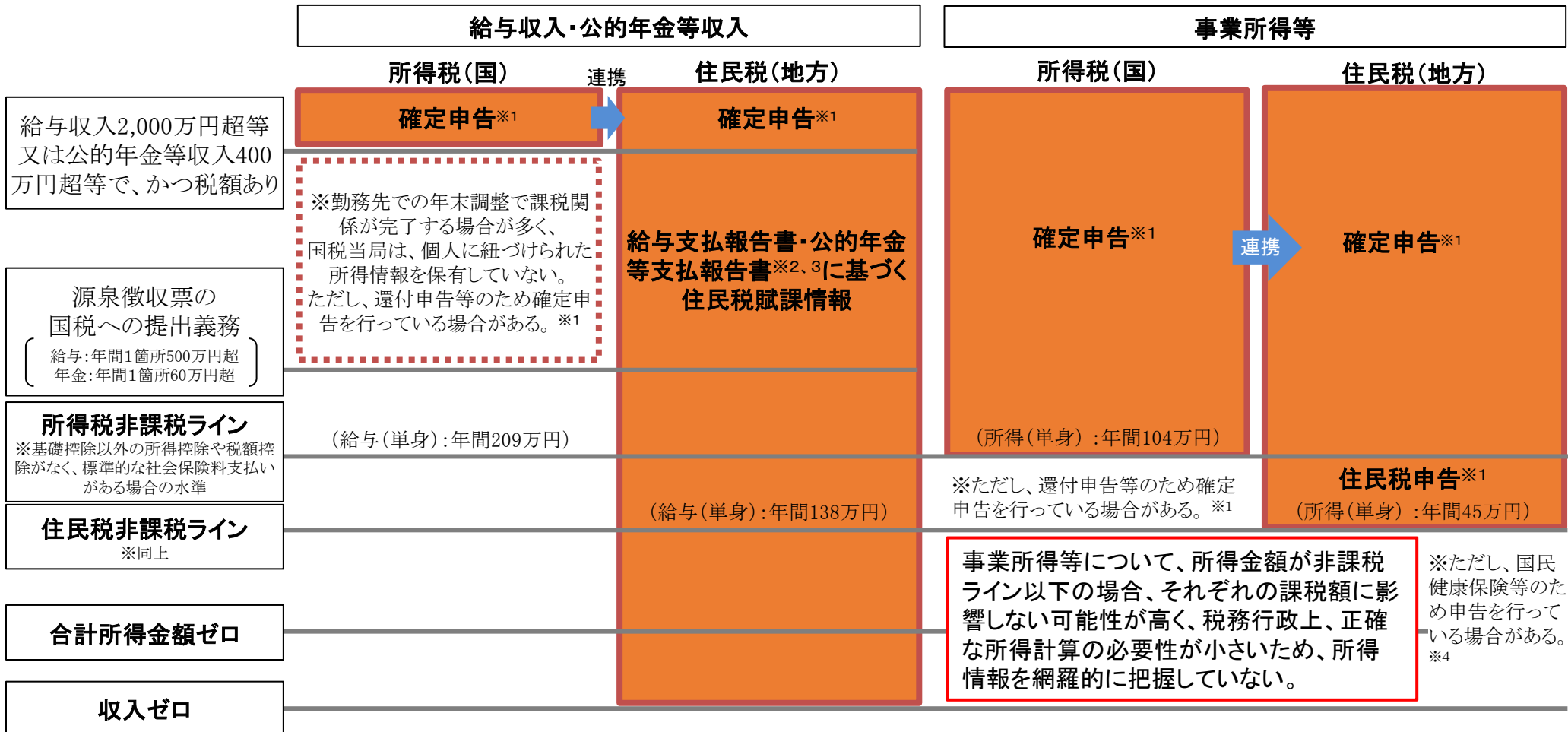
- 平成21年政府税制調査会海外調査報告 (IFSから聞き取り (一部表記を修正))

「…当初の勤労世帯税額控除は、スティグマ対策の一環として、給与源泉徴収の仕組みを通じて雇用者に税額と相殺の上で給付させていた。これが税務当局が執行機関とされた理由の一つだろうが、後に雇用者の負担等を考慮して廃止された。…」

フランスにおける制度の変遷



- 所得税は原則として申告納税制度であるが、給与や年金については、源泉徴収・年末調整により確定申告を不要とする制度があり、その場合、基本的には、国において個人に紐づけされた所得を把握していない。
- 住民税は賦課課税制度であり、原則として課税者は全て個人に紐づけされた所得情報を把握している。（ただし、事業所得等について、非課税ライン以下の場合には、所得情報を網羅的には把握していない。）



※1 確定申告のうち還付申告等による所得把握の要素は捨象している。所得税の確定申告書は、還付申告等も含めると、納税義務者約5,400万人中約2,300万人が提出(令和5年分)。
 ※2 給与支払報告書:法律上、給与支払金額が30万以下の退職者を除く全件が対象。公的年金等支払報告書:法律上、前年中に死亡した者を除く全件が対象。
 ※3 地方税当局に提出される給与支払報告書等は、令和9年以降、国にも連携されるようになる。ただし、紙提出分については、市町村から受領するまでに時間を要するほか、受領する情報の範囲が限られることもある。
 ※4 国民健康保険において、市町村の条例により住民税の申告書が提出されていない場合等について、別途、所得の申告義務を課している場合がある。また、税制度以外の他制度の適用を受けるために任意に申告される場合があり、そうした者に限れば、所得等を把握している場合もある。(収入金額については申告されている場合であってもデータとして保有していない場合がある。)
 ※5 金融所得のうち申告不要分については、現状、国・地方ともに個人に紐づけられた所得情報を保有していない。

- 地方自治法が定める「国と地方の役割分担」の考え方では、**国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う**一方、**住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねる**とし、地方自治体の事務は**法定受託事務**と**自治事務**に区分される。
- 社会保障関連制度では、**年金は国が直接給付に関する事務を担う**一方、**生活保護・子育て支援・介護・医療の分野においては、国・都道府県・市町村が分担して事務を担っている**。

【地方自治法が定める「国と地方の役割分担」の考え方】

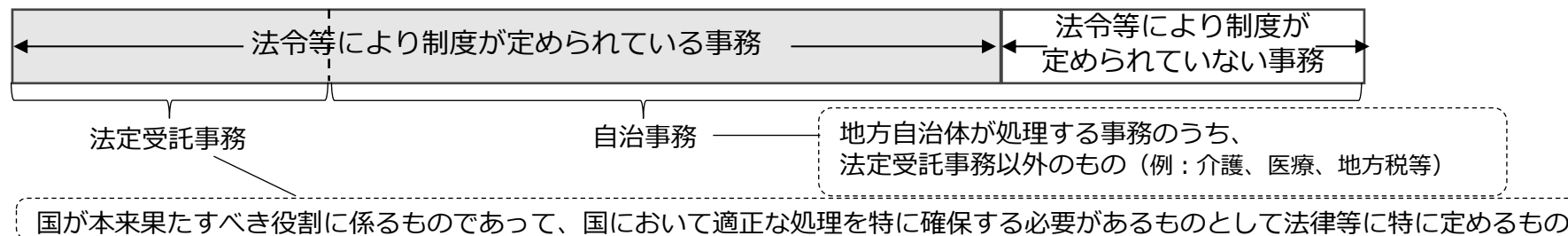
- **国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う。**

※国が本来果たすべき役割として、次の3類型を例示

- ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施

- **住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねる。**

<地方自治体の事務のイメージ>



【社会保障関連制度における主な役割分担】 ※ : 法定受託事務 (都道府県・市町村の法定受託事務以外の事務は自治事務)

	年金	生活保護	子育て支援	介護	医療
国	・年金 給付 に関する事務	・生活保護制度の立案 ・財政支援	・子育て支援制度の立案 ・財政支援	・介護保険制度の立案 ・財政支援	・医療保険制度の立案 ・財政支援
都道府県	—	・保護の決定、 給付 等 (※1)	・保育所の設置に係る認可 ・児童扶養手当の 支給 (※1・2) ・財政支援	・介護保険事業運営の助言、援助 ・財政支援	・国民健康保険事業の財政運営の責任主体
市町村	・被保険者からの資格の取得等に関する届出の受理等	・保護の決定、 給付 等 (※1)	・保育所の運営 ・保育の必要性の認定や保育所等の利用調整等 ・児童手当・児童扶養手当の 支給 (※1・2)	・介護保険事業の運営(要介護者等の認定、保険給付(高額介護サービス費の 支給 (※3)を含む)等)	・国民健康保険事業の運営(資格管理、保険料の決定・賦課・徴収、保険給付(療養費の 支給 を含む)等)

※1 生活保護の決定・給付や児童扶養手当の支給は、市町村に福祉事務所がある場合は市町村、ない場合は都道府県が担う。

※2 そのほか、法令等により制度が定められていない事務として、児童手当・児童扶養手当の登録口座を活用した国の給付金の支給事務を行ったことがある。

※3 負担上限を超えた額がサービス利用後に登録口座に振り込まれる高額介護サービス費の支給。

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第2条

8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第1号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第2号法定受託事務」という。）